

令和8年度 高知県介護職員等喀痰吸引等研修(基本研修・実地研修) 【第一号研修・第二号研修】開催要項

1 目的

本事業は、平成24年3月30日付け社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づき、介護職員等が不特定多数の者を対象に、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができるよう養成することを目的とします。

2 実施主体

高知県（研修の実施運営は 株式会社青い鳥 高知介護福祉アカデミー）

3 対象者および受講要件

県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。以下同じ。）で、下記の要件を全て満たす者を対象とします。

- （ア）就業している施設・事業所、または同法人（同系列、同グループ含む）の施設・事業所等に、実地研修を行うために必要なたんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所していること（実地研修の詳細は9.研修課程を参照）。
- （イ）対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること（書面による同意が得られること）。
- （ウ）医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- （エ）就業している施設・事業所、または同法人の施設（同系列、同グループ含む）・事業所等において実地研修が可能であり、実地研修の場において介護職員等を指導する指導者*について、介護職員等数名につき、1名以上の配置があること。
- （オ）過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
- （カ）就業している施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
- （キ）**実地研修場所（原則勤務先）**が別添1の実地研修実施要領の2の条件を満たしていること。
- （ク）所属長の推薦が得られること。
- （ケ）実地研修終了後、速やかに高知県に報告可能であること。

*指導者とは、医師、あるいは看護師・保健師・助産師で臨床等での実務経験を3年以上有する者で、平成23年度～令和7年度指導者講習を修了している者及び令和8年度実施予定の指導者講習を修了した者。又は医療的ケア教員講習会を修了した者。

【注意事項】以下の介護職員はこの研修の対象外です。

- ・医療施設（病院）に所属する介護職員
- ・病院または診療所が実施している通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションに従事する介護職員

4 研修区分・期間

基本研修 令和8年10月19日（月）、20日（火）、21日（水）、
11月1日（日）、2（月）、11日（水）、12日（木）、13日（金）、17日（火）

フォローアップ研修Ⅰ（半固形演習） 令和8年11月18日（水）

フォローアップ研修Ⅱ（喀痰吸引・経管栄養演習） 令和8年11月2日（月）、11月13日（金）

実地研修 基本研修修了後（令和8年12月頃）から、令和9年3月末まで。

*実地研修のみをご希望の場合は、受講申込後に高知県から案内が到着後、随時開始となります。

*詳細は別添の詳細については「令和8年度 喀痰吸引等研修 スケジュール」のとおり

*フォローアップ研修Ⅱは、過去に基本研修を修了し、実地研修を修了していない者で、演習の再確認を希望する者を対象とします。

*やむを得ない場合を除き実地研修は年度内に修了することとし、期限内に修了しない場合は、高知県長寿社会課まで報告する必要があります。

5 研修会場

ちより街テラス 貸会議室（高知市知寄町 2 丁目 1-37）
高知介護福祉アカデミー（高知市知寄町 1 丁目 8 番 11 号）

6 定員

60 名程度

7 申込方法・締切

下記の書類を郵送またはメールにて提出し、お申込みください。

令和 8 年 9 月 15 日（火）締め切りです。

（メールでの申し込みの場合は、必要書類を PDF データにしパスワードを設定のうえ送付してください。）

- ・受講申込書兼推薦書（別紙様式 3）
- ・受講申込者調書（別紙様式 4）
- ・必要な資格証明書等の写し

※提出書類のダウンロード URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/kakutan-kensyu.htm>

8 受講者の決定

申込書等を審査のうえ、受講決定通知を勤務先あてに送付します。

（基本研修免除者の方には受講決定通知と別に、実地研修の依頼文を送付します。）

申込書を提出しているにも関わらず、10/9（金）までに受講通知が届かない場合は必ずご連絡ください。

9 研修課程

基本研修 講義、演習（シミュレーターを使用しての演習、評価）、筆記試験
※基本研修は、第一号研修と第二号研修と共通の課程です。

実地研修 対象となる行為の実習、評価

対象となる行為

（ア）喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

（イ）経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

* 第一号研修は（ア）（イ）の 5 行為全ての実習が必要です。

第二号研修は（ア）（イ）の 5 行為中 1 行為以上の実習が必要です。

※実地研修では、喀痰吸引について口腔内 10 回以上、鼻腔内 20 回以上、気管カニューレ内部 20 回以上、経管栄養について胃ろう又は腸ろう 20 回以上、経鼻経管栄養 20 回以上のケア実習が必要です。

※半固形栄養剤による胃ろうまたは腸ろうの経管栄養のケア実習を行う場合、半固形による方法の演習を受講したのち、実地研修で滴下による方法とは別に 20 回以上のケア実習を行う必要があります。

※就業している施設・事業所等に、上記の行為の実習に協力いただける対象者がいること。

※以前に 14 時間研修を受講されている方は、口腔内吸引を免除とすることができます。

※本研修は人工呼吸器装着者への喀痰吸引には対応していません。

10 修了証書等

所定の課程を修了した受講者に交付します。ただし、適切に痰の吸引を行うことができないなど研修の目的が達成されないと判断された場合や、遅刻、早退等があった場合は修了証を交付できないことがあります。

11 受講料

受講される研修の種類によって受講料は異なります。

研修の種類		受講料	備 考
① 基本研修＋実地研修		21,000円	実地研修における 損害賠償保険料2,000円は 別途高知県へお支払いください
フォローアップ 研修	② 演習（半固形）＋実地研修	3,000円	
	③ 演習（喀痰吸引・経管栄養演習） ＋実地研修	5,000円	
④ 実地研修のみ			

※実地研修における損害賠償保険料2,000円については、申込み人数によって増額する場合があります。
その際には別途確認のため連絡します。

12 受講キャンセル、研修中止について

受講キャンセルがあった場合の受講料返金はいりません（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合についても同様）。

大規模災害等やむを得ない事情により研修を中止する場合があります。その場合の返金等取扱いについては県と研修実施機関がその都度協議、決定し連絡することとします。

13 問合せ・申込先

研修に関する問合せ・申込書提出先

株式会社 青い鳥 高知介護福祉アカデミー

〒781-0806 高知市知寄町1丁目8番11号 TEL 088-855-7502 FAX 088-855-7503

E-mail: k-fukusi@shikoku.me

その他制度に関する問合せ先

高知県長寿社会課 介護事業者担当（川田）

住所：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 電話 088-823-9632

喀痰吸引等の制度概要については以下のホームページをご参照ください。

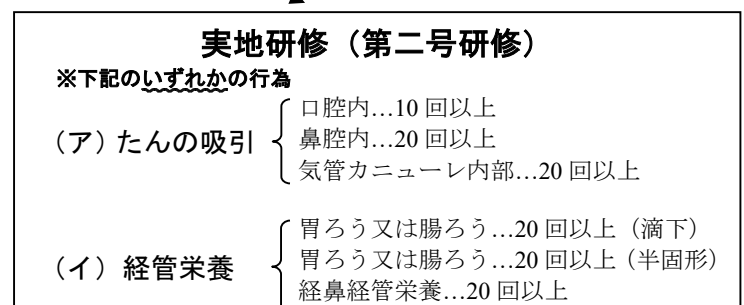
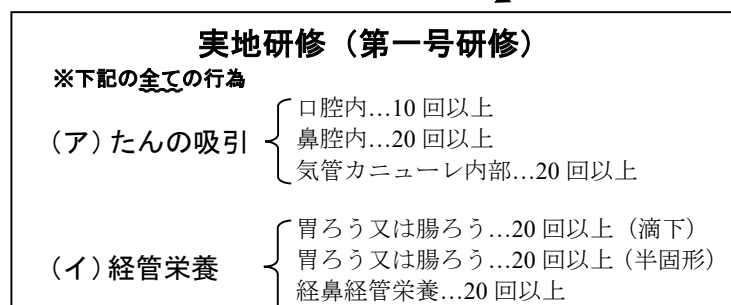
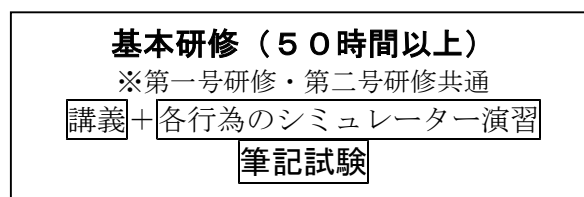
- ・高知県のホームページ【喀痰吸引等制度の概要】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/h27kakutan.html>

- ・厚生労働省のホームページ【喀痰吸引等（たんの吸引等の制度について）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/

参考／喀痰吸引等研修課程



参考／よくある質問

Q. 勤務先に対象者がいない場合はどうすればよいか？

A. 勤務先に対象者がいることが要件となっていますので、受講することができません。ただし、同法人（同系列、同グループ含む）の施設・事業所等で実地研修の実施を行う場合は、受講することができます。

上記での対応が困難な場合、要件を満たしていれば協力医療機関で実地研修の実施を行うことも可能です。その場合の必要書類等詳しくは高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 特定の利用者を対象とした口腔内の痰吸引のみを提供する場合はどうすればよいか？

A. 第一号研修、第二号研修は、不特定多数の者を対象とするための研修です。特定の方を対象に実施したい行為についてのみを行う場合は、第三号研修の対象となります。第三号研修については、高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（TEL:088-823-9635）で実施していますので、お問い合わせください。

Q. 以前に14時間研修を修了しているが、その場合はどうなるのか？

A. 基本研修の口腔内吸引の演習、実地研修の口腔内吸引の実習が免除されます。

Q. 本人の意思が確認できない場合（意識障害等）、家族の同意があれば実地研修は可能か？

A. 家族の同意があれば実地研修を行っていただくことは可能です。

Q. 研修途中に対象者がいなくなった場合はどうなるのか？

A. 高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 実地研修が終了しなかった場合はどうなるのか？

A. 実地研修は年度内に終了することとなっていますが、やむを得ない場合は高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 基本研修修了から実地研修開始及び修了までの流れはどうなっているのか？

A. 受講者決定後、決定通知とともに案内をさせていただきます。詳細については高知県長寿社会課までお問い合わせください。

Q. 前年度までに第二号研修は修了しているが、経鼻経管栄養についても行いたい。どうしたらよいのか？

A. 平成27年の省令改正に伴い、個別の特定行為の認定を受けることは可能です。追加したい行為の実地研修を行うこととなります（基本研修は免除となります。）

なお、受講申込にあたっては、この開催要項に沿ってお願いします。